

公募型プロポーザル公告修正のおしらせ

平成29年8月1日付け（小松加賀環境衛生事務組合公告第1号）で公告した「衛生センター施設整備・運営事業に係るアドバイザー及び生活環境影響調査業務における公募型プロポーザル実施」について、下記のとおり修正する。

平成29年8月4日

小松加賀環境衛生事務組合
管理者 和田 慎 司

修正後（下線部分を加入修正）

3 公募型プロポーザル参加要件

次の事項を全て満たしていること。

ただし、複数の事業者が共同提案体として参加することもできる。その場合、共同提案体の各構成員が以下 （(1) から (6)） に掲げる各要件をすべて満たしていないと共同提案体として参加することはできない。申請は、当該共同提案体の代表者が行うこととする。なお、参加申込書の提出後の代表法人等の変更は認めない。また、共同提案体の構成員として参加した場合は、当該構成員が別の共同提案体の構成員となり、又は単独で参加することはできない。

- (1) 「小松市競争入札参加資格者名簿」又は「加賀市競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。（当該資格を有していない者は、参加申込書の提出までに当該資格を得ること。）

- (7) 応募企業 （共同提案体の場合は、構成員全体で捉えてよい。） は、平成19年4月から平成29年3月において国又は地方公共団体が発注した、元請としての下記業務完了実績が各々1件以上あること。
 - ①汚泥再生処理センターに係る地域計画、基本計画、基本設計、発注支援業務等の整備計画（生物処理を行わない下水道投入方式の実績は除く）
 - ②廃棄物処理施設の生活環境影響調査業務（※①においては、地域計画、基本計画、基本設計、発注支援業務等のいずれかでよい。）

- (8) 管理技術者及び照査技術者は、3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあること。(共同提案体の場合は、所属する構成員との雇用関係とする。)

なお、管理技術者と照査技術者は兼務できないものとする。(下記(9)①と②の管理技術者においては兼務可)

修正前

3 公募型プロポーザル参加要件

次の事項を全て満たしていること。

ただし、複数の事業者が共同提案体として参加することもできる。その場合、共同提案体の各構成員が以下に掲げる各要件をすべて満たしていないと共同提案体として参加することはできない。申請は、当該共同提案体の代表者が行うこととする。なお、参加申込書の提出後の代表法人等の変更は認めない。また、共同提案体の構成員として参加した場合は、当該構成員が別の共同提案体の構成員となり、又は単独で参加することはできない。

- (1) 「小松市競争入札参加資格者名簿」又は「加賀市競争入札参加資格者名簿」に記載されていること。
- (7) 応募企業は、平成19年4月から平成29年3月において国又は地方公共団体が発注した、元請としての下記業務完了実績が各々1件以上あること。
- ①汚泥再生処理センターに係る地域計画、基本計画、基本設計、発注支援業務等の整備計画（生物処理を行わない下水道投入方式の実績は除く）
 - ②廃棄物処理施設の生活環境影響調査業務
- (8) 管理技術者及び照査技術者は、3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあること。
- なお、管理技術者と照査技術者は兼務できないものとする。(下記(9)①と②の管理技術者においては兼務可)